

第44回和歌山県人権施策推進審議会

議案

会長の選出について

和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づく会長の選出

<参考>

和歌山県人権施策推進審議会規則【抜粋】

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

会長代理の指名について

和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づく会長代理の指名

<参考>

和歌山県人権施策推進審議会規則【抜粋】

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

審議会の運営のための小委員会委員の選出について

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第2条第2項第1号に基づく
小委員会の設置

委員の構成については、同要綱第2条第3項で「審議会会長が招集し、議長となる」と定めがあるため、会長が本委員に就任する必要がある。また、和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項で、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と定めがあるため、会長代理も本委員会委員に就任する必要がある。

従って、委員の構成は以下のとおりとなる。

- ・会長
- ・会長代理
- ・委員（若干名）

<参考>

*和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱【抜粋】

(会議)

第2条 審議会会長は、審議会の円滑な運営に関し必要な事項を協議するために、審議会委員の全部又は一部による会議を開催することができる。

2 審議会の運営に関して開催する会議（以下「会議」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 審議会の運営のための小委員会

(2) 全員協議会

(3) 専門委員会

3 前項第1号及び第2号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長となる。

4 第2項第3号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は専門委員会委員の互選により決定する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

*和歌山県人権施策推進審議会規則【抜粋】

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。